

役員退職手当規程

規程第 8 号

平成 29 年 2 月 1 日

最終改正 平成 30 年 3 月 20 日規程第 55 号

(目的)

第 1 条 この規程は、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職した場合（死亡した場合及び解任された場合を含む。以下同じ。）に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲等)

第 3 条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。
- (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給)

第4条 退職手当は、次条第1項の業績勘案率の決定通知を受けた日から1箇月以内に支給するものとする。ただし、死亡により退職した役員の退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職時における本俸の月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に理事長が別に定める委員会(以下「委員会」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第7条第2項又は第8条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職時における当該異なる役職ごとの本俸の月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第3項に該当する役員の退職手当の額は、同条第5項に規定する退職手当の額とする。
- 3 第1項又は前項の規定による退職手当の計算の結果に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間の月数の計算については、役員となった日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下この条において「端数」という。)を生じたときは、これを1月として計算する。

- 2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、次条第2項又は第8条第1項の規定により引き続き在職したものとみなして計算される前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第7条 役員が任期満了の日又はその翌日に、再び同一の役職の役員となっ

たときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

- 2 役員が任期満了の日以前又はその翌日において、役職を異にする役員となったときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者等に対する退職手当に係る特例)

第8条 役員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の第6条第1項の規定による在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項に規定する国家公務員として在職した期間の第5条第1項ただし書の適用に係る本俸の月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長が別に定める額とする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合には、その者の国家公務員としての在職期間を第6条第1項の役員としての在職期間に通算する。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合には、退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する場合を除く。）の退職手当の額については、第5条第1項の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員の退職時における本俸の月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。

(退職手当の支給制限)

第9条 退職をした役員が外国人技能実習法第74条第2項の規定に基づき解任されたときは、当該役員の職務及び責任、当該役員が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の信用に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

2 退職をした役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、前項の規定に準じて、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 当該退職をした役員が刑事事件（当該退職後に起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした役員について、当該退職後に退職手当の額の算定の基礎となる役員としての在職期間中に解任となるべき行為（在職期間中の役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして解任に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたと理事長が認めたとき。

3 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）が退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第1項の規定に準じて、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(退職手当の支払の差止め)

第10条 退職をした役員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職手当の支給を差し止めるものとする。

(1) 役員が刑事事件に関し起訴をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

(2) 退職をした役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、当該役員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職した役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員に対し、当該退職手当の支払の差止めを行うことができる。

(1) 当該退職をした役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、そ

の者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料されるに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、機構の信用を確保する上で重大な支障を生ずると認められるとき。

- (2) 理事長が、当該退職をした役員について、退職手当の額の算定の基礎となる役員としての在職期間中に解任となるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）が退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、退職手当の支給を差し止めることができる。
- 4 理事長は、第1項又は第2項の規定による退職手当の支払の差止め（以下「支払差止め」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、速やかに支払差止めを取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止めを受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止めを受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、前条第2項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6箇月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止めを受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、前条第2項の規定による支給制限を受けることなく、当該支払差止めを受けた日から1年を経過した場合
- 5 理事長は、第3項の規定による支払差止めを受けた者が前条第3項の規定による支給制限を受けることなく当該支払差止めを受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止めを取り消すものとする。
- 6 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止めの後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支払を差し止める必要がなくなったとして、

当該支払差止めを取り消すことを妨げるものではない。

- 7 支払差止めに係る退職手当に関し前条第2項又は第3項の規定により退職手当の一部を支給しないこととしたときは、当該支払差止めは取り消されたものとみなす。

(退職手当の返納)

第11条 退職をした役員に対し退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員に対し、第9条第1項の規定に準ずるほか、当該退職をした役員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納させることができる。

- (1) 当該退職をした役員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした役員について、退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任となるべき行為をしたと認めたとき。

(遺族の退職手当の返納)

第12条 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）が退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し退職手当が支払われた後において、前条第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、退職の日から1年以内に限り、第9条第1項の規定に準ずるほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第13条 退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が退職の日から6箇月以内に前2条の規定の適用を受けることなく死亡した場合（次項及び第3項に規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6箇月以内に、退職した役員が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任されるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6箇月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をし

た役員が当該退職手当の算出の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部を納付させることができる。

- 2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、退職の日から6箇月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第11条第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第11条の規定の適用を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が退職手当の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部を納付させることができる。
- 3 退職手当の受給者が、退職の日から6箇月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第11条の規定の適用を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部を納付させることができる。
- 4 前各項の規定に基づき納付させる金額は、第9条第1項の規定に準ずるほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えないものとする。

(その他)

- 第14条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。
- 2 この規程及び前項の理事長の定めのない事項については、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日規程第55号)

この規程は、平成30年3月20日から施行し、平成30年1月1日から

適用する。